

ふれあい広報に関する
お問い合わせはこちらへ

庁 名	代表電話番号	被害者ホットライン連絡先
最 高 検 察 庁	03-3592-5611	03-3592-7839
東 京 高 等 検 察 庁	03-3592-5611	03-3592-7735
大 阪 高 等 検 察 庁	06-4796-2100	06-4796-2250
名 古 屋 高 等 検 察 庁	052-951-1581	052-951-4538
広 島 高 等 検 察 庁	082-221-2451	082-221-2467
福 岡 高 等 検 察 庁	092-734-9000	092-734-9080
仙 台 高 等 検 察 庁	022-222-6153	022-222-6159
札 幌 高 等 検 察 庁	011-261-9311	011-261-9370
高 松 高 等 検 察 庁	087-821-5631	087-825-2045
東 京 地 方 検 察 庁	03-3592-5611	03-3592-7611
横 浜 地 方 検 察 庁	045-211-7600	045-211-7638
さいたま地方検察庁	048-863-2221	048-863-2298
千 葉 地 方 検 察 庁	043-221-2071	043-221-2065
水 戸 地 方 検 察 庁	029-221-2196	029-221-2199
宇 都 宮 地 方 検 察 庁	028-621-2525	028-623-6790
前 橋 地 方 検 察 庁	027-235-7800	027-235-7828
静 岡 地 方 検 察 庁	054-252-5135	054-252-7204
甲 府 地 方 検 察 庁	055-235-7231	055-228-9732
長 野 地 方 検 察 庁	026-232-8191	026-232-8180
新 潟 地 方 検 察 庁	025-222-1521	025-226-0922
大 阪 地 方 検 察 庁	06-4796-2200	06-4796-2250
京 都 地 方 検 察 庁	075-441-9131	075-441-9103
神 戸 地 方 検 察 庁	078-367-6100	078-367-6135
奈 良 地 方 検 察 庁	0742-27-6821	0742-27-6861
大 津 地 方 検 察 庁	077-527-5120	077-527-5149
和 歌 山 地 方 検 察 庁	073-422-4161	073-422-4285
名 古 屋 地 方 検 察 庁	052-951-1481	052-951-4538
津 地 方 検 察 庁	059-228-4121	059-228-4166
岐 阜 地 方 検 察 庁	058-262-5111	058-262-5138
福 井 地 方 検 察 庁	0776-28-8721	0776-28-8744
金 沢 地 方 検 察 庁	076-221-3161	076-221-3573
富 山 地 方 検 察 庁	076-421-4106	076-421-4148
広 島 地 方 検 察 庁	082-221-2453	082-221-2467
山 口 地 方 検 察 庁	083-922-1440	083-922-3153
岡 山 地 方 検 察 庁	086-224-5651	086-224-3322
鳥 取 地 方 検 察 庁	0857-22-4171	0857-22-4177
松 江 地 方 検 察 庁	0852-32-6700	0852-32-6701
福 岡 地 方 検 察 庁	092-734-9090	092-734-9080
佐 賀 地 方 検 察 庁	0952-22-4185	0952-22-4259
長 崎 地 方 検 察 庁	095-822-4267	095-822-4477
大 分 地 方 検 察 庁	097-534-4100	097-534-9728
熊 本 地 方 検 察 庁	096-323-9030	096-323-9068
鹿 児 島 地 方 検 察 庁	099-226-0611	099-226-0691
宮 崎 地 方 検 察 庁	0985-29-2131	0985-29-2156
那 覇 地 方 検 察 庁	098-835-9200	098-835-9997
仙 台 地 方 検 察 庁	022-222-6151	022-222-6159
福 島 地 方 検 察 庁	024-534-5131	024-534-5135
山 形 地 方 検 察 庁	023-622-5196	023-622-5122
盛 岡 地 方 検 察 庁	019-622-6195	019-622-6236
秋 田 地 方 検 察 庁	018-862-5581	018-862-5572
青 森 地 方 検 察 庁	017-722-5211	017-722-1234
札 幌 地 方 検 察 庁	011-261-9313	011-261-9370
函 館 地 方 検 察 庁	0138-41-1231	0138-41-1655
旭 川 地 方 検 察 庁	0166-51-6231	0166-51-6259
釧 路 地 方 検 察 庁	0154-41-6151	0154-41-6133
高 松 地 方 検 察 庁	087-822-5155	087-825-2045
徳 島 地 方 検 察 庁	088-652-5191	088-652-5198
高 知 地 方 検 察 庁	088-872-9191	088-872-9190
松 山 地 方 検 察 庁	089-935-6111	089-935-6607

こちらも御覧ください。
法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp>
検察庁ホームページ <http://www.kensatsu.go.jp>

犯罪被害者支援に関する
お問い合わせ・御相談はこちらへ

Public Prosecutors Office



ふれあい広報実施中!



検察の意義や役割について、検察庁職員が、
できるだけ具体的に分かりやすく説明します。

詳しくは各検察庁にお問い合わせください。

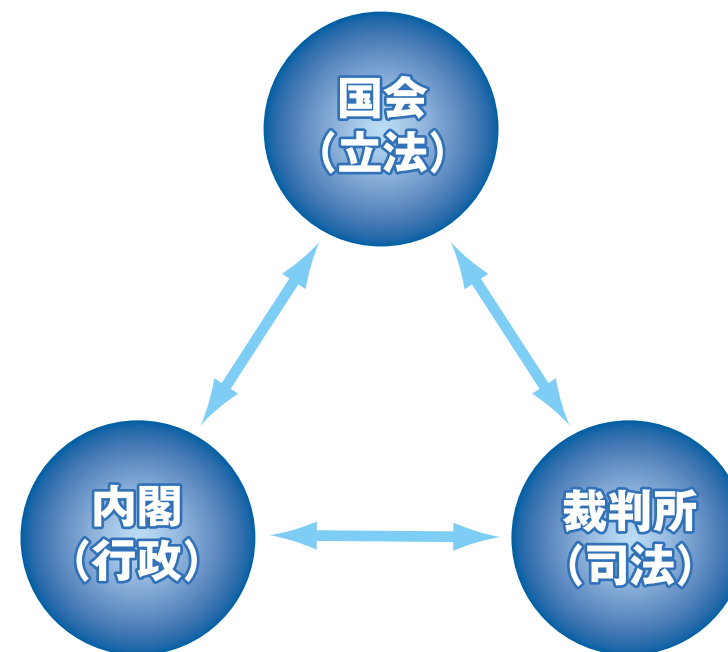
検察庁とは

- ◎犯罪について捜査します。
- ◎刑事事件について裁判所に起訴するかどうかを決めます。
- ◎起訴した事件について裁判で立証し適正な裁判を求めます。
- ◎裁判の執行を指揮監督します。
- ◎公益の代表者として法令に定められた事務を行います。
- ◎犯罪被害者の保護・支援を行います。



- Q 検察庁はどこにあるのですか？
- Q 検察庁には、どのような職員がいるのですか？
- Q 検察官が付けているバッジの意味は何ですか？

三権分立



検察権は、本質上行政権に属しますが、他面、公訴権が裁判に直結し、裁判と同様の司法的性質を有するため、行政権と司法権の両面の特徴を持っています。

捜査における検察官の役割

警察などによって必要な捜査が行われた事件は、原則としてすべて検察庁に送致されます。

検察官は、自らも必要に応じて事件を認知し、又は告訴・告発を受けて捜査を行うことがあります。検察官は、事件の捜査を遂げると、証拠に基づいて犯罪の成否を判断するほか、その情状を考慮し、起訴するか不起訴処分にするかを決めます。



- Q 検察庁の捜査と警察の捜査の違いはなんですか？
- Q 捜査にはどのくらい時間がかかるのですか？
- Q 検察庁の捜査は、具体的にはどういふことをするのですか？

検察官は、必要な捜査を行います。

捜査における検察官の役割

検察官は、被害者・目撃者などから事情を聞いたり、被疑者を取り調べるとともに、証拠の内容を十分に検討するなどの捜査を行います。

検察官は、警察等から送られた捜査記録などを確認するだけでなく、その内容が真実であるかどうかを、事件の当事者から必要に応じて直接事情を聞くなどして、積極的に自ら捜査をして事件の真相解明に努めています。

◎被疑者の取調べ

◎被害者の事情聴取

◎参考人の事情聴取



Q 取調べではどんなことに苦労しますか？

よくテレビで段ボールを運んでいるシーンを見ますが、あの中に何が入っているのですか？あの後、どうするのですか？

Q

◎捜索・差押え・検証・鑑定



◎証拠品の分析



捜査をして集まった証拠を分析し、起訴・不起訴の判断をすることになります。

捜査における
検察官の役割

起訴・不起訴の判断

捜査を遂げた結果、検察官は起訴するかどうかを判断します。

検察官は、犯人でない者が罰せられることのないように、十分な証拠があり、確実に有罪判決が得られると判断した場合のみ起訴することとしています。



Q 起訴・不起訴の判断をするときは、どのようなことに迷うのですか？

Q 不起訴にするのはどういう場合ですか？

起 訴

- ・公判請求
- ・略式命令請求 など



不 起 訴

- ・起訴猶予
- ・嫌疑不十分 など

公判請求すると、裁判所の法廷で裁判が行われることになります。

公判における検察官の役割

検察官は、公判請求した事件の裁判に立ち会います。

検察官は、起訴した事実について、合理的な疑いを容れない程度の証明を行い、情状に関する立証を行うなど、適正妥当な裁判を実現するよう努めています。

◎被害者参加制度

一定の事件の被害者や御遺族等の方々が、刑事裁判に参加して、公判期日に出席したり、被告人質問などを行うことができるというものです。



公判における
検察官の役割

Q 裁判を傍聴したいときは、どうすればいいのですか？

Q 公判前整理手続とは何ですか？

Q 裁判員裁判になるのはどんな事件ですか？

◎裁判の執行

検察官は裁判の執行を指揮監督します。

一定の重大な事件の裁判は、裁判員裁判となります。



裁判員裁判における検察の取組

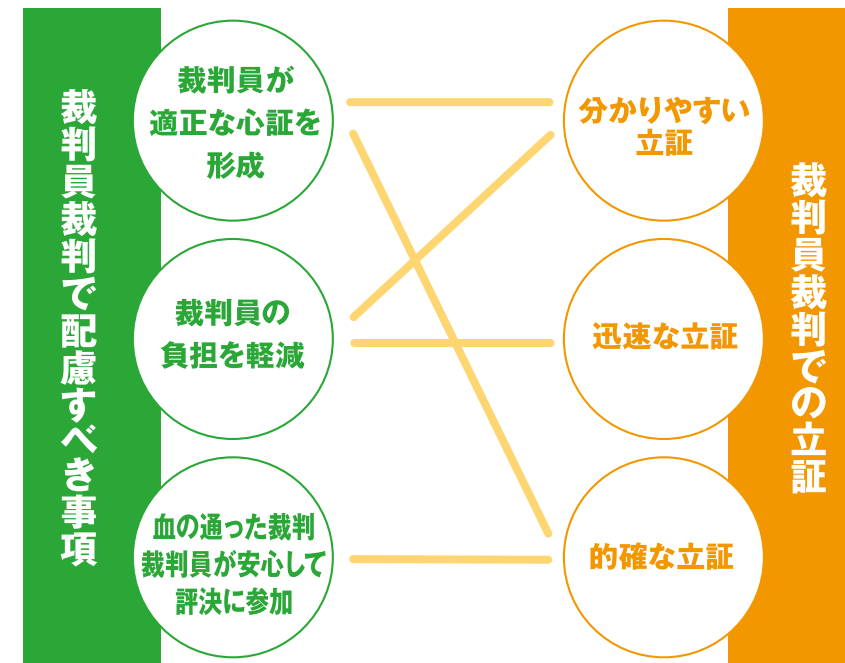
裁判員が審理の内容を十分に理解し、容易に心証を形成できるような公判活動を行います。

公判前整理手続

- ・証明予定事実の提示
- ・証拠開示
- ・審理計画の策定



- Q** 裁判員裁判において、検察官はどんな工夫や配慮をするのですか？
- Q** 裁判員は法律のことを知らなくても大丈夫ですか？
- Q** 裁判は時間がかかるのではないのですか？



裁判員裁判に
おける検察の取組

検察庁における被害者支援

検察庁では、被害者の方からの相談に応じたり、事件の処分結果をお知らせするなど、被害者の方の保護と支援に努めています。

被害者支援のための一般的制度

- ・被害者支援員制度
- ・被害者ホットライン
- ・被害者等通知制度

捜査段階での被害者支援

公判段階での被害者支援

裁判後の被害者支援

Q 検察庁に相談するにはどうしたらいいですか？

Q 検察庁以外の相談先も紹介してもらえるのですか？



※詳しくは法務省HP内「犯罪被害者の方々へ」(<http://www.moj.go.jp/KEIJI/keiji11.html>)を御覧ください。